

鳥取県告示第679号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、平成21年11月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年11月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

整理番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
326	大山スマートインター線	西伯郡伯耆町吉長	西伯郡伯耆町岸本	